

# 地方公共団体における被害者支援体制について

令和2年6月 警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室



## 地方公共団体の責務(犯罪被害者等基本法第5条)

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」

## 支援等のための体制整備への取組

### 総合的対応窓口の充実の促進

平成31年4月時点において、**全ての地方公共団体**(都道府県(47)、政令指定都市(20)、市区町村(1,721))において、**総合的対応窓口が設置**

課題: 住民に対する周知、機能の充実

### 周知、機能の充実に向けて

- ・ポスター、リーフレットの配布
- ・ウェブサイト等の利用
- 総合的対応窓口、相談機関、各種制度の周知
- ・専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等)の活用
- ・関係機関・団体との連携・協力



### 総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、**犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況**について適切に情報提供を行う。【施策番号153】(第3次基本計画 第4.1(4))

### 条例制定の状況

令和2年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成31年 (令和元年)	令和2年	前年比
都道府県(47)	33 (70.2%)	37 (78.7%)	4 (8.5P)
政令指定都市(20)	11 (55.0%)	12 (60.0%)	1 (5.0P)
市区町村(1,721)	501 (29.1%)	558 (32.4%)	57 (3.3P)

## 経済的支援等への取組

### 見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。【施策番号17】(第3次基本計画 第1.2(6))

見舞金・貸付金制度の導入状況 令和2年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成31年 (令和元年)	令和2年	前年比
都道府県(47)	5 (10.6%)	5 (10.6%)	0 (0.0P)
政令指定都市(20)	4 (20.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0P)
市区町村(1,721)	247 (14.4%)	311 (18.1%)	64 (3.7P)

### 被害直後及び中期的な居住場所の確保

犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、警察庁において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【施策番号30】(第3次基本計画 第1.3(2)力)

公営住宅等の入居に際しての配慮 令和2年4月1日現在

地方公共団体(数)	平成31年 (令和元年)	令和2年	前年比
都道府県(47)	43 (91.5%)	46 (97.9%)	3 (6.4P)
政令指定都市(20)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	0 (0.0P)
市区町村(1,721)	342 (19.9%)	371 (21.6%)	29 (1.7P)

## 令和2年度における警察庁の事業

### 犯罪被害者週間事業

11月25日(水)～12月1日(火)

警察庁において、関係府省庁等の協力を得て、啓発事業を集中的に実施

- 中央イベント(警察庁主催)
- 地方大会(地方公共団体と共催。令和2年度は**岐阜県**、**長崎県**を予定)

### 犯罪被害者等施策の総合的推進事業

地方公共団体(都道府県・政令指定都市)と共催で、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るための事業

令和2年度実施予定

- 先進的取組事業 **静岡県**、**三重県**、**佐賀県**
- 研修事業 **奈良県**、**新潟市**